

パブリックコメント（意見募集）

**石狩市税条例の改正【わがまち
特例の割合の設定について】**

令和8年7月1日から7月31日まで

石狩市役所 財政部 税務課

1 概要

地方税法が改正されたことに伴い、石狩市税条例（昭和29年条例第20号）の一部について改正が必要となりました。

改正が必要となったものの中に、固定資産税の特例措置（通称・わがまち特例）を定める規定がありますが、これは自治体の特殊性などを基に自主的判断により税率等を定めるものであることから、石狩市市民の声を活かす条例に基づき、皆様の意見をお伺いするものです。

2 地方税法の改正内容

①再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光発電・風力発電に係る固定資産税の特例措置

再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力・地熱・バイオマス）発電設備については、国のエネルギー計画において導入が促進されています。

しかし、その初期投資や施設維持などに莫大なコストがかかるものでもあるため、新設後3年間の固定資産税を軽減するという税制面の優遇措置が執られています。

今回の地方税法の改正では、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、一定の太陽光発電設備・風力発電設備の固定資産税を軽減する措置について、適用期限の延長等を行います。

太陽光発電設備については、対象をペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限定し、風力発電設備についても、対象を再エネ海域利用法、地球温暖化対策推進法（地域脱炭素化促進事業制度）等に基づき設置される設備に限定されました。

本市は、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、地域で創出された再生可能エネルギーを地域で活用する「地産地活」の仕組みづくりを推進する一方で、生物多様性の保全などの観点も踏まえ、持続可能なエネルギー利用と環境への配慮との調和を重視しています。

このような状況を総合的に勘案した結果、本市独自に特に勘案すべき事情は認められないことから、地方税法附則第15条第24項第1号～第3号に基づく「市町村の条例で定める割合」については、参酌基準を採用する案とします。

【参考資料・再生可能エネルギー発電設備について】

| 1. 太陽光発電設備 | |
|--------------------|-----------------------------|
| 現在軽減措置対象となっている設備 | 新たな軽減措置対象となる設備 |
| 太陽光発電設備で総務省令で定めるもの | ●「ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備」に限定 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、再生可能エネルギー（再エネ）の拡大は必要不可欠 ・平地面積の少ない日本では、太陽光発電設備を設置するための物理的な適地の制約がある ・再エネのさらなる導入のため、政府も技術開発に大きく力を入れている次世代型の太陽電池が「ペロブスカイト太陽電池」 <p>【形状】：小さな結晶の集合体が膜になっている。薄くて、軽く、柔軟。</p> <p>【特徴】：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①折り曲げやゆがみに強く、軽量化が可能 ②ビルの壁面や耐荷重が小さい工場の屋根などにも設置が可能 ③寿命が短く耐久性が低い、大面積化が難しい <p style="text-align: right;">【資源エネルギー庁HPより】</p> |
| 2. 風力発電設備 | |
| 現在軽減措置対象となっている設備 | 新たな軽減措置対象となる設備 |
| 経済産業省の認定を受けた再生可能エネルギー設備で総務省令で定める規模（出力20キロワット）以上のもの及び出力20キロワット未満のもの | 再エネ海域利用法、地球温暖化対策推進法（地域脱炭素化促進事業制度）等に基づき設置される設備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●再エネ海域利用法： <ul style="list-style-type: none"> 設備の立地条件として、 ・日本の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、気象、海象その他の自然的条件が適当であること ・航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないこと ・漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること など、一定の基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定できる 【経済産業省・国土交通省資料より】 ●港湾法の規定による許可 <ul style="list-style-type: none"> ・改正港湾法（令和2年2月施行）により、国土交通大臣が、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭（洋上 |

| | |
|--|---|
| | <p>風力発電設備 の設置及び維持管理に利用される埠頭) を有する港湾を基地港湾として指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者に当該港湾の同埠頭を長期間 (最大30年間) 貸し付ける制度を創設 ・ 基地港湾の指定については、洋上風力発電の案件形成の状況等を踏まえ、指定済みの基地港湾を最大限活用しつつ、基地港湾の指定の必要性が高まった段階で、指定に係る基準への適合性を確認したうえで指定の判断を行う <p style="text-align: right;">【国土交通省資料より】</p> <p>●地球温暖化対策推進法 (地域脱炭素化促進事業制度) :</p> <p>地域共生型の再エネ事業を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における合意形成が図られている ・ 環境に対して適正に配慮 ・ 地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、社会課題の解決に貢献する再エネ事業 <p style="text-align: right;">【環境省HPより】</p> <p>●農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農山漁村に存在する土地等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていく ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する <p style="text-align: right;">【農林水産省資料より】</p> |
| <p>3. バイオマス発電設備 ※軽減特例割合が現行と変わらないため、パブリックコメント対象外</p> | |
| <p>現在軽減措置対象となっている設備</p> | <p>新たな軽減措置対象となる設備</p> |
| <p>①総務省令で定める規模 (出力1万キロワット) 未満のもの</p> | <p>●総務省令で定める規模 (出力1万キロワット) 未満のもの</p> |

| | |
|---|---|
| <p>②特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの）で出力1万キロワット以上2万キロワット未満のもので総務省令で定めるもの 【改正前地方税法より】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・軽減割合は現在と同じ（1/2） ・出力1万キロワット以上の発電設備を適用対象から除外する <p>【地方税法・令和8年度税制改正の大綱より】</p> |
|---|---|

【固定資産税の課税標準の軽減措置】

- ・課税標準特例割合の見直し：特例割合は課税標準に乗ずる割合であり、割合が大きいかほど軽減が小さい。

| 対象となる償却資産 | | 参酌割合 | 特例範囲 | 市で定めようとする割合 |
|-----------|-----|--|--|---|
| 太陽光発電設備 | 現行 | 【1000KW未満】 2/3、 【1000KW以上】 3/4 | 【1000KW未満】 1/2～ 5/6、 【1000KW以上】 7/12～ 11/12 | 【1000KW未満】 2/3、 【1000KW以上】 3/4 |
| | 改正後 | ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 | 1/2 | 1/3以上 2/3以下 |
| 風力発電設備 | 現行 | 【20KW未満】 3/4、 【20KW以上】 2/3 | 【20KW未満】 7/12～ 11/12、 【20KW以上】 1/2～5/6 | 【20KW未満】 3/4、 【20KW以上】 2/3 |
| | 改正後 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に規定する認定公募占用計画に従って取得した設備 | 3/5 | 1/2以上 7/10以下 |

| | | | | |
|--|--|-----|----------------|-----|
| | 以下のいずれかに該当する設備 ・港湾法の規定による許可を受けて設置された設備 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した設備 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備 | 2/3 | 1/2以上 5/6以下 | 2/3 |
|--|--|-----|----------------|-----|

②バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る税額の減額措置

バリアフリー法に基づく国の施策として、高齢者や障がいのある方等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関の車両や道路、公園施設や建築物等の構造・設備を改善するための措置が進められています。

特に不特定多数の方が利用し、バリアフリー化の社会的要請が強い特別特定建築物（※）について、大半が既存建築物であり、バリアフリー化が改修等の機会をとらえて段階的に実施されていることから、既存建築物のバリアフリー改修費用負担軽減のため、改修工事を行った建築物につき、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が執られています。

今回の地方税法改正で、特例措置の対象が拡大されました。

本市は従来から市内建築物のバリアフリー化を促進してきましたが、今回の法改正で、特例措置の対象となる建築物・工事の種類が拡大したことも踏まえ、市町村の条例で定める固定資産税・都市計画税の額の軽減割合については、従前どおりの割合で継続すべきと考え、国の参酌割合を採用する案とします。

（※）特別特定建築物・・・バリアフリー法に規定する移動等円滑化が特に必要なものとして定める建築物

【特別特定建築物に該当するものの例】

病院、集会場、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、老人ホーム、福祉ホーム、遊技場、公衆浴場、飲食店、理髪店、クリーニング取次店、銀行、自動車の停留又は駐車のための施設

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条より抜粋】

【固定資産税・都市計画税の軽減措置】

- ・ 現行の特例措置： 劇場・音楽堂等が建築物移動等円滑化誘導基準（※）に適合するバリアフリー改修を行う場合に、工事完了の翌年度から2年間、固定資産税・都市計画税の税額の1/3を減額

（※）建築物移動等円滑化誘導基準・・・バリアフリーのために誘導すべき施設の構造及び配置に関する基準

- ・ 改正後：対象となる建築物及び工事の要件を緩和

| | 対象となる建築物 | 参酌割合 | 特例範囲 | 市で定めようとする割合 |
|-----|---|------|------------|-------------|
| 現行 | 特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のもののうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの | / | 1/3 | (市の裁量なし) |
| 改正後 | 特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの | 1/3 | 1/6以上1/2以下 | 1/3 |

3 根拠法令

①地方税法附則第15条第24項第1号イ、第2号、第3号イ (固定資産税等の課税標準の特例)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。第一号ロ及びニにおいて「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第三項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額
イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの
- 二 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限る。以下この号及び次号イにおいて「特定風力発電設備」という。）で海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたもの 当該特定風力発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定風力発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額
- 三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額
イ 特定風力発電設備で次のいずれかに該当するもの
 - (1) 港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同号に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二條の三第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備
- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第八条第三項に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

②地方税法附則第15条の11第1項

（利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）に該当する家屋のうち、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて利便性等向上改修工事（同条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該家屋の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、当該利便性等向上改修工事に係る部分が同法第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（総務省令で定めるものを除く。以下この条において「改修特別特定建築物」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4 石狩市税条例の改正内容

①再生可能エネルギー発電設備のうち一定の太陽光発電・風力発電に係る固定資産税の課税標準の特例措置、及び②バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る税額の減額措置について、わがまち特例の趣旨を踏まえて検討した結果、本市においての特殊性や考慮すべき事柄等について特に勘案すべき状況はなく、参酌割合（国が標準とする割合）以外とする特段の理由はないため、国が示す参酌割合と

同じ割合とします。

5 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きを経て、令和8年9月開催予定の石狩市議会に石狩市税条例の改正案を提案する予定です。